平成２３年（フ）第２３号
長崎県長崎市緑町３番14号　202
債務者　山本寿雅子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
三重県松阪市黒田町96番地
債務者　藪　　正明
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２０８号
大分市三川下１丁目３番35号　コーポ三川４
債務者　田口　富男
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野尻　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８号
長崎県長崎市大手２丁目11番３号
債務者　熊本　康子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
岐阜市長森細畑1806番地３
債務者　菊美　美春
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５９号
函館市昭和３丁目15番７号
債務者　山下　健志
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
秋田県横手市駅前町11番26号
債務者　廣田　昌伸
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１８号
埼玉県富士見市大字鶴馬2638番地39　レジデンス90―102
債務者　山本　武男
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０号
埼玉県入間市豊岡５丁目３番36号　401
債務者　市川　眞代
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０号
群馬県太田市飯田町593番地　ラメゾン・キカクビル503号
債務者　小玉　晃久
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９１号
埼玉県川越市大字下広谷477番地24
債務者　佐藤　隆司
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字木戸70番地１
債務者　舟橋　幹夫
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９１号
長崎県佐世保市卸本町21番３号
破産者　株式会社大伍
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
奈良県北葛城郡広陵町大字百済784番１
破産者　有限会社タケモリ
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第８０６号
大阪府岸和田市阿間河滝町1667番地
破産者　植田工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第９６０号
大阪府岸和田市八田町251番地
破産者　亡大植良民の相続財産
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２２１号
大阪府泉佐野市湊４丁目２番４号
破産者　泉州マツダ販売株式会社
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
広島市南区西霞町12番17号
破産者　東洋タイル株式会社
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部